

処 分 基 準

令和5年7月1日作成

法 令 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－７）
根 拠 条 項	第１９条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 ７５条の２第２項
処 分 概 要	車両の使用制限命令
原権者（委任先）	千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の８（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準：	使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問い合わせ先	交通部交通指導課 電話０４３－２０１－０１１０
備 考：	

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴 1 回			前歴 2 回以上
	3 回	4 回	5 回以上	2 回	3 回	4 回以上	1 回以上
大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	3 0 日	4 0 日	5 0 日	6 0 日	7 0 日	8 0 日	3 月
普通自動車	2 0 日	3 0 日	4 0 日	4 0 日	5 0 日	2 月	2 月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	1 0 日	1 5 日	2 0 日	2 0 日	2 5 日	1 月	1 月